

2026年6月 第19回五庁長官会合の深層分析 : AI分野における新たな国際協力枠組みとグ ローバル知財エコシステムの未来

Gemini 3.1 pro

1. 序論: AI駆動型イノベーションとグローバル知財システムの パラダイムシフト

2020年代半ばを境に、生成AI(Generative AI)や大規模言語モデル(LLM)を中心とする人工知能技術は、単なるデジタル空間の実験的ツールから、社会基盤および産業競争力の根幹を成す「汎用目的技術(General Purpose Technology)」へと完全に移行した。この不可逆的な技術革新の波は、あらゆる産業のデジタルトランスフォーメーション(DX)を加速させる一方で、イノベーションの果実を保護し、適正な競争環境を担保する「知的財産(IP)システム」に対して、かつてない強烈なパラダイムシフトを要求している。

いかに優れたAIアルゴリズムや学習済みモデルを開発したとしても、それが国境を越えて容易に模倣・流用される環境下においては、企業は巨額の研究開発(R&D)投資を回収することができない¹。しかしながら、これまでの特許制度は、主に物理的なハードウェアや伝統的なソフトウェア・アーキテクチャを前提に構築されてきた経緯があり、爆発的かつ指数関数的に進化を遂げる「AI技術」の特許適格性(Patent Eligibility)や進歩性(Inventive Step)の判断において、各国の特許審査基準間に無視できない摩擦や乖離が生じていた¹。ある国では「高度な技術的思想の創作」として特許付与されたAI関連発明が、別の国では「単なる数学的アルゴリズム(抽象的アイデア)」として拒絶されるという事態は、グローバルに事業を展開するテック企業や新興スタートアップにとって、法的予見可能性(Legal Predictability)を著しく低下させる最大の障壁であった¹。

このような構造的課題が臨界点に達する中、世界の知財ルールの行方を決定づける極めて重要な国際会議が開催された。2026年6月12日、日本国特許庁(JPO)が議長国(ホスト)となり、東京で開催された「第19回日米欧中韓五大特許庁長官会合(IP5 Heads of Office Meeting)」である¹。本会合において、日米欧中韓の五大特許庁(IP5)は、AI分野における新たな協ロードマップの推進と、実務レベルの「新たな作業部会(ワーキンググループ)」の設立に正式に合意した¹。

本報告書は、日本が主導した第19回五庁長官会合における合意内容の全貌を解剖し、背後にある国際的な力学、産業界からの高度な実務的要求、そして「AI時代」における特許制度の再定義に向けたプロセスを網羅的かつ多角的に分析する。さらに、韓国政府による大規模な知財組織改編や、日本特許庁の先進的なAIシステム導入といった各国の個別動向を踏まえ、この歴史的な合意が今後のテクノロジー企業、スタートアップ、そしてグローバルな研究開発エコシステムに対していかなる中長期的影響を及ぼすのかについて、深い洞察と精緻な将来予測を提示する。

2. 第19回五庁長官会合の核心: データが示すIP5の支配力と 新たな合意形成

2026年6月12日、東京で開催された長官会合には、世界の特許システムにおいて絶対的な影響力

を持つ五大特許庁のトップが一堂に会した¹。長官会合には、ホスト国である日本国特許庁（JPO）の河西康之長官をはじめ、米国特許商標庁（USPTO）のジョン・スクワイアーズ長官、欧州特許庁（EPO）のアントニオ・カンピーノス長官、韓国知識財産処（MOIP）のキム・ヨンソン処長、そして中国国家知識産権局（CNIPA）の張志成副局長（オンライン参加）が参加した¹。さらに、世界知的所有権機関（WIPO）のリサ・ヨルゲンセン事務局次長もオブザーバーとして同席し、国際社会全体の調和を見据えた議論が行われた¹。

2.1. 世界の特許出願動向とIP5の圧倒的シェア

この枠組みが持つ意味を正確に把握するためには、IP5が世界の知的財産エコシステムにおいて占める定量的なシェアを理解する必要がある。公表された最新の統計データによると、世界の特許インフラは事実上、これら5つの国と地域によって牽引されている。

指標（2024年実績）	件数・割合	備考
世界全体の特許出願件数	約373万件	グローバルなイノベーション活動の総量
五大特許庁（IP5）への出願件数	約318万件	JPO, USPTO, EPO, MOIP, CNIPAの合計
IP5のシェア（占有率）	約85%	世界の出願の大部分がIP5に集中
その他の国・地域への出願件数	約55万件	IP5以外の全国家・地域の合計

上記のデータが示す通り、世界中で出願される特許の約85%が、これら5つの機関によって審査・処理されている¹。すなわち、この5つの特許庁が協調してAI分野の審査基準や手続きに関する新たなルール（ガイドライン）に合意することは、それが単なる多国間協定にとどまらず、直ちに世界の特許ルールの「デファクトスタンダード（事実上の標準）」として機能することを意味している¹。

2.2. NET/AIロードマップの検証と限界の打破

本会合における最大の目的の一つは、過去の取り組みの検証と再定義であった。五庁はこれまで、2021年の長官会合において策定された「新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ（IP5 NET/AI Roadmap）」に基づき、AI関連の協力（分類、情報IT、審査、制度調和、統計など）を進めてきた¹。このロードマップは、AI発明の特許性に関する法的課題の整理、特許行政におけるAIツールの活用、そして統計データに基づく新興技術のトレンド分析を包含する野心的なブループリントであった⁵。

しかし、ロードマップ策定から5年が経過した現在、2021年時点の予測を遥かに超える速度で生成AIが社会実装され、AIの能力が飛躍的に向上したことで、既存の緩やかな議論の枠組みでは、現実の

技術進歩や産業界の切実な実務的要請に追いつけないという強い危機感が五庁間で共有されるに至った¹。従来の行政的なペースで数年かけて議論を行っていたは、合意が形成された頃にはAIの技術トレンドが完全に変容してしまうからである¹。

2.3. AI分野に特化した「新たな作業部会」の設立合意

この課題を克服し、アジャイル(俊敏)な制度設計を実現するため、今回の長官会合では既存のロードマップの着実な進捗を確認した上で、AI分野における「新たな協力の方向性」について全会一致で合意がなされた¹。その合意の中核となるのが、AI分野の協力を専門的かつ機動的に議論する「新たな作業部会(ワーキンググループ)」の立ち上げである¹。

これまで五庁の協力体制は、WG1(分類関連)、WG2(情報関連)、WG3(審査関連)、PHEP(制度調和関連)、StatWG(統計)といった、伝統的な機能別の縦割り構造で運営されてきた¹。しかし、AI技術は「特許審査の対象(AI関連発明をどのように評価するか)」であると同時に、「審査の手段(AIを活用してどのように先行技術を検索・分類するか)」でもあり、既存の機能別縦割り組織では包括的かつ迅速な対応が構造的に困難であった。

新設されるAI専用の作業部会は、各特許庁の現場で実際に最先端技術の審査を行っているエース級の専門家たちを結集させ、月単位で進化するAI技術に即応するための横断的な「実務専門チーム」として機能することが期待されている¹。これにより、単なる「理念の合意」という国際会議特有の抽象的な成果から脱却し、審査結果の相互利用推進や、国ごとにバラツキのあるAI特許の判断基準(ガイドライン)の実務的な統一化へ向けたアクションが劇的に加速することになる¹。

2.4. 五庁協力枠組み(IP5 Framework)の最適化とガバナンス改善

AI対応という新たなミッションが追加される一方で、2007年の発足から約20年が経過したIP5の既存枠組みそのものが、複雑化による制度疲労を起こしつつあることも率直に認識された。会合では、既存の作業部会間での役割の重複(オーバーラップ)や、会合開催に伴う煩雑な調整・手続きの負担増大といった運営上の課題について、トップレベルでの意見交換が行われた¹。

その結果、五庁はより効率的な国際協力を実現するため、五庁協力の枠組み改善を断行することで一致した¹。これは、新たなAI作業部会を単に「屋上屋を架す」形で追加するのではなく、不要なレガシープロセスを統廃合することで、限られた行政リソースを「AI特許審査の質の向上」や「制度の調和」といった、ユーザーにとって真に付加価値の高い領域へ集中投下するための戦略的なガバナンス改革であると評価できる。

3. 産業界との連携: 五極ユーザー会合における「責任あるAI」と高度な実務的要請

特許制度は、発明を生み出し権利を行使する企業や研究機関といった「ユーザー」が存在して初めて機能するエコシステムである。今回の東京会合が画期的であった理由の一つは、長官会合に先立つ6月10日から11日にかけて開催された「五極ユーザー会合」および「五庁長官・ユーザー会合」において、産業界から極めて具体的かつ洗練された要望・提言が提示され、それが長官レベルの合意に直接的な影響を与えた点にある¹。

日本からは一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)の代表団が参加し、米国のAIPLAおよびIPO、欧州のBusinessEurope(BE)およびEPI、韓国のKINPA、中国のPPACといった各地域の主要ユーザー団体とともに、グローバルなビジネスの現場を代表して強力なアジェンダ・セッティングを行った¹

3.1. 行政における「責任あるAI(Responsible AI)」の定義と合意

11日の「五庁長官・ユーザー会合」における最大の議論の焦点は、各庁および各ユーザー団体におけるAI利活用の現状と今後の展望であった¹。この議論を踏まえ、12日の長官会合本番では、AI時代において五大特許庁が果たすべき根源的な役割が再定義され、「責任あるAIの利用(Responsible use of AI)」の重要性に関する認識が共有された¹。

特許庁におけるAI利用は、膨大な先行技術文献(Prior Art)からの類似特許検索、特許分類の自動付与、機械翻訳の精度向上など、審査遅延(Pendency)の解消と業務効率化に多大な恩恵をもたらす。しかし一方で、行政処分である「特許査定」または「拒絶査定」の判断において、生成AIの出力結果をブラックボックスのまま盲信することは、行政手続きの透明性と説明責任(Accountability)を著しく損なう危険性を孕んでいる。五庁は、AI技術に対する過度な依存を戒めつつ、特許審査における最終的な意思決定プロセスには必ず高度な専門知識を持つ「人間の審査官(Human-in-the-loop)」が関与し続けることの重要性を再確認した¹。

3.2. 産業界からの「AI活用に関する五極共通提言」

五極のユーザー団体は足並みを揃え、五庁およびWIPOに対して以下の「AI活用に関する3つの基本提言」を共同で突きつけ、参加した各特許庁から高い評価を得た¹。

1. **AI利用の基本原則(透明性とセキュリティの確保)** 特許庁内でのAI利用を促進しつつも、その利用プロセスの透明性を担保することが求められた。特に、出願されたがまだ公開されていない「未公開情報(Trade Secrets / Unpublished Applications)」が、庁のAIシステムの学習データに組み込まれたり、プロンプト経由で外部のAIプロバイダーに漏洩したりすることを絶対に防止するセキュアなインフラの構築が要求された。また、前述の通り、意思決定への人間の関与と説明責任の維持が強く求められた¹。
2. **審査品質の確保(AI生成物と当業者の技術水準)** これが法的に最も高度かつ喫緊の要請である。現在、AIを用いて自動的かつ大量に生成された技術文書(AI生成物)が、インターネット上に溢れ始めている。これらが「先行技術(Prior Art)」として特許審査においてどのように扱われるのかについて、明確なガイドラインの策定が急務であると指摘された。さらに、AIツールの普及により、当該技術分野における「当業者(A person having ordinary skill in the art; POSITA)」の平均的な技術水準が押し上げられる可能性がある。そのため、進歩性(Inventive Step)の欠如を指摘する際に審査官が利用するAIナレッジには、「出願基準日以前の当業者の水準」を正確に反映させるという、時間的制約(Time-stamping)の厳格な適用が要求された¹。
3. **コラボレーションとユーザー支援(ガイダンスの提供)** 五庁間でのAI利用のベストプラクティスを共有し、AIによるハルシネーション(もっともらしいウソの生成)等の悪影響を継続的に監視・改善すること。同時に、資金力や知見の乏しい個人発明家やSME(中小・スタートアップ企業)に対して、特許出願や拒絶理由通知への応答書作成においてAIを「人間の監督なし」で利用する際のリスクに関する公的なガイダンスを提供することが求められた¹。

3.3. デジタル手続きの調和とグローバルドシエ(Global Dossier)の進化

AI以外の実務的なシステム・手続き調和についても、産業界の利便性向上に直結する重要な進展があった。現在、五庁において検討が進められている「グローバルアサイメント(特許権の譲渡・移転

手続きの世界的な統一化)」について、リード庁であるUSPTOおよびMOIPからこれまでの検討状況が報告され、ユーザーが要望する要件に基づき、2025年1月を目途にプロトタイプ（試験運用版）の実現に向けたタイムラインの設計が進められることが共有された¹。また、各庁で異なる電子署名の形式についても、共通利用可能な形式の検討と文書の庁間交換の仕組みに関する対応方針が確認された¹。

さらに、五大特許庁の審査状況を一元的に閲覧できるシステム「グローバルドシエ（Global Dossier）」についても、単なる「閲覧ツール」から「申請支援ツール」への脱皮が議論された。USPTOから、グローバルドシエの情報を活用して出願書類の事前入力（Pre-population）を自動化する機能が紹介され、ユーザーの作業効率向上と入力ミスの削減への効果が期待されている。また、他庁からも出願人側から各庁へ直接書類を送信する「プッシュ型のグローバルドシエ活用（Push-based Global Dossier）」の可能性について賛同意見が相次ぎ、手続きのフルデジタル化・自動化への道筋がより明確になった¹。

4. PPH（特許審査ハイウェイ）20周年の軌跡とAI特許防御網の構築

第19回長官会合のもう一つの重要なハイライトは、サイドイベントとして開催された「PPH（Patent Prosecution Highway: 特許審査ハイウェイ）20周年記念フォーラム」である¹。

PPHは、第一国特許庁（先行庁）の厳しい審査を経て「特許可能」と判断された発明について、出願人が第二国特許庁（後続庁）に対して申請を行うことで、簡易な手続きで迅速に早期審査を受けられるようにする国際的な枠組みである¹。2006年に日本（JPO）と米国（USPTO）の間で世界初の試行が開始されて以来、現在では世界56の特許庁間で巨大なネットワークが形成されており、世界の知財インフラに不可欠な制度として定着している¹。

今回のフォーラムには、五庁およびWIPOに加え、PPHの主要プレーヤーであるカナダ知的財産庁（CIPO）および英国知的財産庁（UKIPO）も参加し、これまでの歴史的貢献を振り返るとともに、PPHの将来の制度改善や発展に向けた意見交換が行われた¹。JIPAの奥脇副理事長がパネリストとして登壇し、製薬業界等におけるPPHの重要性や、ユーザーアンケートに基づく課題と更なる発展に向けた提言を実施した¹。

4.1. 審査ルートの比較とPPHがもたらす構造的優位性

PPHの真の価値は、従来の特許取得プロセスに存在した時間的・コスト的な摩擦を排除した点にある。従来の特許取得ルートでは、各国の国内段階（National Phase）に移行した後、各国の特許庁でそれぞれ長期間の順番待ち（キュー）が発生していた。さらに、国ごとに独自の先行技術調査が行われるため、複数回の拒絶理由通知（オフィスアクション）への対応を余儀なくされ、多大な時間と弁理士費用が生じていた。

これに対し、PPHを活用したルートは、先行庁での「特許査定」をトリガーとして、後続庁において審査の順番待ちをスキップする早期審査の「ハイウェイ（近道）」に乗ることができる。後続庁の審査官は先行庁の審査結果（先行技術調査の結果や特許性の判断）を最大限に相互利用（Mutual Exploitation）するため、審査の重複が劇的に削減される。結果として、オフィスアクションの回数が大幅に減少し、場合によっては一度のオフィスアクションもなく特許が認められる「ファーストアクション特許査定」の確率が高まり、極めて迅速な権利化が実現する構造となっている。

4.2. AI特許戦略におけるPPHの不可欠性と相乗効果

今回の「AI作業部会設立」の合意と、この「PPH20周年フォーラム」が同時に開催されたことには、極めて深い戦略的意味が含まれている。

AI技術、特にソフトウェアベースの機械学習アルゴリズムやデータ処理アーキテクチャは、一度インターネット等のネットワークを介して市場に投入されれば、リバースエンジニアリングや模倣が物理的なハードウェア機器に比べて極めて容易である¹。そのため、画期的なAI技術を開発したスタートアップやテック企業は、特定の国だけでなく、主要な市場となる複数の国で「同時多発的かつ迅速に」特許権を取得し、模倣品の出現を牽制・排除する堅牢なグローバル防御網を築く必要がある¹。

しかし、各国で個別にゼロから特許審査を受け直す伝統的な手法では、審査待ち時間(Pendency)が数年に及ぶことも珍しくなく、特許が成立した頃にはAIの技術トレンドが次世代へと移行し、権利化された技術が陳腐化しているという致命的なリスクが存在する¹。

ここで、今回合意された「AI審査基準の調和」と、既存インフラである「PPHの徹底活用」が強力なシナジー(相乗効果)を生み出す。新設されるAI作業部会での議論を通じて、日米欧中韓の5拠点で「どこまでが特許として認められるか」というAI特許の境界線が一致していけば、日本(JPO)での審査結果に対するアメリカや中国の審査官の信頼性が飛躍的に高まる¹。結果として、PPHを利用した海外出願において、日本の審査結果が海外の特許庁でそのままスムーズに受け入れられるようになり、企業は世界中で同時に、素早く、かつ確実性の高い特許権を取得できるようになるのである¹。

5. 各国の知財機関における組織再編と最先端の取り組み

IP5の合意事項や将来の方向性をより立体的に理解するためには、背景にある各国の知財行政機関の組織再編や、独自の先進的な取り組みといった地政学的・内政的な力学を直視する必要がある。世界の特許出願の85%を占める五大特許庁は、決して均一な行政機関の集まりではなく、それぞれが強烈な国家の産業競争力強化戦略に基づいて独自のアプローチを展開している。

5.1. 韓国の国家戦略:「知識財産処(MOIP)」への昇格と機能強化

本長官会合に参加した韓国の動向は、国家がAI時代における知的財産をいかに重要な戦略物資と位置付けているかを示す最大の象徴である。2025年10月1日、韓国政府は長年「韓国特許庁(KIPO: Korean Intellectual Property Office)」として産業通商資源部の傘下(外庁)にあった組織を、国務総理室直属の「知識財産処(MOIP: Ministry of Intellectual Property)」へと格上げ(昇格)させる大規模な省庁再編を断行した⁸。

この昇格は単なる名称変更ではなく、組織規模の拡大(1,785人から1,800人体制へ)と、これまで科学技術情報通信部など様々な部署に分散していた知的財産に関する政策・施策を総括・調整する「国家のコントロールタワー」としての権限強化を伴うものであった⁹。

特に注目すべき機能強化は以下の通りである。

- 「知識財産紛争対応局」の新設: 従来「産業財産紛争対応課」という課単位で行っていた業務を「局」レベルへと格上げした。これにより、自国企業が海外で複雑な特許侵害訴訟に巻き込まれた際などに、国レベルで迅速かつ強力な支援体制を提供することが可能となった⁸。
- 「知識財産取引課」の新設とIP金融の拡充: 知財の創出・活用から取引までを一貫して支援する課を新設した¹¹。優れた技術力を持つが有形資産(不動産など)の担保が不足している企業を支援するため、1,200億ウォン(約130億円)規模の新たなIP金融ファンドを組成し、AIを活用した知財価値評価システム(AI-augmented IP valuation system)を導入してIP担保融資の

ハードルを大幅に引き下げる政策を打ち出している¹³。

- 海外へのシステム輸出：韓国モデルのIP行政システム（AI駆動型の検索・分類機能を含む）をウズベキスタンへ輸出するODAプロジェクト（総予算約134億円）を展開し、自国の知財インフラの国際的影響力を拡大している¹⁴。

韓国がMOIPへと昇格した直後（約8ヶ月後）に開催された今回の東京会合において、キム・ヨンソン（KIM Yong Sun）処長が五庁のテーブルにつき、共同声明に署名したことは、AIや半導体分野における韓国企業の知財競争力を世界基準で保護・拡大していくという韓国政府の強い政治的意志の表れである¹。

5.2. 日本特許庁（JPO）の先進的イノベーション：GAIA-Indexと標準戦略

議長国として今回の複雑な五極合意を導いた日本特許庁（JPO）は、行政機関としての高い審査クオリティだけでなく、自らもAIを活用した先進的なシステム開発と、新たな知財戦略スキームの構築において世界をリードしている¹。

5.2.1. 自動生成・自動付与型検索インデックス「GAIA-Index」

JPOは、今回の五庁長官・ユーザー会合において、独自のAI技術を活用した新たな特許分類システム「GAIA-Index」を紹介し、各国のユーザーから高い関心を集めた¹。GAIA-Indexとは、膨大な日本の特許文献に対して、多角的かつ極めて細分化された技術分類である「Fターム」を、AIが内容を解析して自動生成・自動付与する画期的な検索インデックスである¹⁶。

従来、数多ある特許出願に対して精緻な分類コードを付与する作業は、専門知識を持つ審査官や分類専門員の膨大な手作業に依存していた。GAIA-Indexの導入により、このプロセスがAIによって自動化・高速化され、審査官はより複雑な判断にリソースを集中できるようになる。同時に、外部の出願人や研究者も、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）等を通じて、このAIが付与した高精度な検索キー（例：3D131OA01など）を用いて網羅的な先行技術検索を行うことが可能となり、日本の知財インフラの利便性が飛躍的に向上した¹⁶。

5.2.2. 世界初「標準戦略対応審査」の試行開始

さらに、JPOは本長官会合直後の2026年6月18日、世界に先駆けて「標準戦略対応審査」の試行を同年7月1日から開始することを正式に発表した¹⁷。

これは、政府の「知的財産推進計画2026」に盛り込まれた標準必須特許（SEP: Standard Essential Patent）戦略強化施策の一環として導入される画期的な制度である¹⁸。通信技術（5G/6Gなど）やAI・IoT分野において、自社の技術を国際標準規格（ISO/IEC/IEEEなど）に組み込ませる「標準化活動」は、企業のグローバル競争力を決定づける。しかし、国際標準の策定には長期間の議論を要するため、通常のペースで早期に特許審査を進めてしまうと、特許権の権利範囲が確定した後に標準規格の内容が変更され、「自社の特許が標準規格をカバーしきれない（標準必須特許にならない）」という致命的なズレが生じるリスクがあった²⁰。

「標準戦略対応審査」は、標準化を目指す技術に関する特許出願について、あえて特許審査の着手時期を「ユーザーの希望するタイミング（審査請求から最大24か月後まで）」に遅らせ、調整することを可能にする制度である¹⁷。これにより、出願人は国際標準化会議の進捗状況を見極めながら、規格案が固まった最適なタイミングで特許請求の範囲（クレーム）を補正し、規格に完全に合致した強力なSEPを取得することが可能となる²⁰。これは、「ただ早ければ良い」という従来の行政の迅速化至上主義から、「企業の事業戦略・標準化戦略にアラインした最適なタイミングでの権利化」という新た

な知財支援の次元へと特許庁自らがサービスを拡張した歴史的転換点である²⁰。

6. 今後の予測: グローバル知財エコシステムに与える中長期的影響

2026年6月の「五大特許庁によるAI作業部会設立」の合意は、単なる行政手続きの効率化にとどまらず、世界のテクノロジー産業および企業の知財戦略の実務に対して、今後3年から5年のスパンで不可逆的かつ強烈的な影響を及ぼす。専門的見地から、以下の3つの主要なパラダイムシフトが予測される。

6.1. 審査基準の「実質的調和 (Substantive Harmonization)」への歴史的接近

これまで五大特許庁は、出願フォーマットの統一や電子データの交換といった「形式的調和」には多大な成功を収めてきたが、各国の国内特許法に直結する「何をもって特許と認めるか (特許要件のハードル)」という「実質的調和」には、各国の法理の壁に阻まれ深く踏み込めていなかった。例えば、米国 (USPTO) ではAlice判決以降「抽象的アイデア」に対する特許適格性が極めて厳格であり、欧州 (EPO) では「技術的性質 (Technical Character)」が厳密に要求される一方、日本 (JPO) は比較的柔軟な運用を行っているといった具合である。

しかし、AI技術は一国の市場に留まるものではなく、国境を越えたルールの不一致がイノベーションに対する致命的な阻害要因になるという強い危機感が、今回五極を動かした。新たに設立されたAI作業部会は、現場の審査官レベルでの緊密な協議を通じて、今後以下のような極めて難解なテーマに対する「五極共通のガイドライン (または審査実務のベストプラクティス)」を策定していくと予測される。

- AIモデルの「進歩性」の評価基準: 既存のオープンソースLLM (大規模言語モデル) を特定の業界向けにファインチューニング (微調整) しただけのシステムは、特許法上の進歩性が認められるのか。
- データ構造の特許性: AIに効率的に学習させるために独自に考案された「アノテーション (意味付け) 済みデータセット」の構造自体を、独立した特許として独占できるか。
- 実施可能要件 (Enablement) とブラックボックス問題: ディープラーニングの中間層における推論過程がブラックボックス化している場合、特許明細書にどこまで詳細にアルゴリズムや学習データを記載すれば「当業者がその発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されている」と認められるのか。

これらの判断基準 (物差し) が日米欧中韓の5拠点で一致してくれば、グローバル企業は「一つの高品質な特許明細書」を作成するだけで、五極すべてで安全かつ確実な権利保護を受けられるようになり、法的予見可能性の向上と知財獲得コストの劇的な削減がもたらされる¹。

6.2. AIの「発明者性 (Inventorship)」を巡る論争の標準化

現行の各国の特許法は、特許権を受けることができる「発明者」を「自然人 (人間)」に限定している。しかし、AIが自律的に新たな化合物の分子構造を設計したり、より効率的なアルゴリズムを生成したりするレベルに到達している現在、「人間が介入していないAI独自の生成物は誰の発明になるのか (AI発明者性問題)」は、長年法廷での論争の的となってきた。

今回の五庁長官・ユーザー会合において、NET-AIタスクフォースの成果物である「AI関連発明の審査基準及びAIによりなされた発明 (AI生成発明) の発明者性の扱いについての比較資料」のアップ

データが共有された事実は極めて大きい¹。当面の間、五大特許庁は共同で「AI単独では法的な発明者になれない」という基本原則を維持しつつも、「AIの出力をどの程度人間が検証・選別・加工（プロンプトエンジニアリングの工夫を含む）すれば、その人間を発明者として認めるか」についての境界線を明確化し、五極間で統一化していく動きが加速するだろう。

これにより、AIを駆使した創薬（AI Drug Discovery）プラットフォームや、新素材開発（マテリアルズ・インフォマティクス）を手掛ける製薬・化学企業の法的リスクが払拭され、これらの先端分野への莫大なR&D投資がさらに促進されることになる。

6.3. スタートアップの「グローバル・ファストトラック戦略」と知財格差の拡大

AI作業部会による審査ルール of 明確化と、PPH（特許審査ハイウェイ）の機能強化は、資金力に乏しいAIスタートアップやSME（中小企業）にとって、海外市場進出のハードルを劇的に引き下げる起爆剤となる¹。これまでは、米国や中国などの巨大市場で特許を取得するために必要な膨大な翻訳費用と現地代理人（弁理士）費用が足枷となり、日本のスタートアップが海外での権利保護を諦めるケースが散見された。

しかし今後は、日本国内において特許庁の高い審査クオリティと迅速な審査を経て早期に特許を取得し、それをテコ（PPHの先行庁結果）として、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国などの世界市場へ低コストかつ短期間で権利を拡張していく「グローバル・ファストトラック戦略」が、AIビジネスにおける標準的なプレイブック（定石）となる¹。

一方で、この新しいルールの枠組みやPPHの戦略的活用法を理解・実装できない企業は、自社のコア技術をいとも簡単に海外の競合企業にリバースエンジニアリング・模倣され、市場競争から駆逐されていくリスクが高まる。結果として、最先端の知財戦略（標準化戦略との連動を含む）を経営の根幹に据えて駆使できる企業と、そうでない企業との間に、決定的な「知財格差」が生じ、それがそのままビジネス上の勝敗を分ける要因となることが強く予測される。

7. 結論：世界の知財ルール形成における歴史的マイルストーン

2026年6月、日本の東京で開催された第19回五庁長官会合における「AI分野を中心とした新たな協力ロードマップの合意」と「実務レベルのAI作業部会の新設」は、テクノロジーの指数関数的な進化スピードと、それに追いつけない行政の法規制とのギャップという現代最大の課題に対し、世界の行政機能が結束して立ち向かった歴史的マイルストーンとして記録されるだろう¹。

世界の知財出願の約85%をコントロールするIP5（日米欧中韓）が、地政学的な覇権争いや法制度の歴史的な思想差異を乗り越え、「責任あるAIの利活用」と「審査基準の実質的調和」に向けて具体的な作業部会という執行エンジンを立ち上げたことは、グローバルなテクノロジー産業にとってこの上ない安定剤となる¹。特に、議長国である日本（JPO）が、JIPAをはじめとするユーザー会合を通じた産業界からのボトムアップの提言（AI利用の透明性確保、AI生成物の先行技術としての取り扱い、審査品質の維持など）を見事に長官レベルの合意事項に組み込み、同時に「GAIA-Index」や「標準戦略対応審査」といった世界の先端を行くツール・制度を提示したことは、日本の知財インフラが世界最高水準にあることを国際社会に強く印象付けた¹。

また、韓国が「知識財産処（MOIP）」への組織昇格という国家戦略レベルの強化を図った直後に五庁の枠組みにコミットしたことや、特許審査ハイウェイ（PPH）が20周年を迎え、AI時代の強力な世界展開防御ツールとして再定義されたことも、今後のグローバルな知財エコシステムを活性化させる強力な推進力となる¹。

今後、新たに設立されたAI作業部会における「現場の審査官レベル」での激しく精緻な議論とすり合わせこそが、明日の世界のAIビジネスのルール(どこまでが特許で保護されるイノベーションであり、どこからが人類共通の公共財となるか)を決定づける。企業、研究機関、そして知財の専門家は、このダイナミックな行政の動きを単なる遠いニュースとして消費するのではなく、自社の技術開発方針やグローバルな権利取得戦略に直ちにフィードバックし、「世界の知財インフラの進化」をハックする戦略的な視座を持つことが強く求められる。ルールが変わるその瞬間こそが、新たな勝者が誕生する最大の機会だからである。

引用文献

1. 五庁長官・ユーザ会合、五極ユーザ会合等への参加報告 - 一般社団法人 日本知的財産協会.pdf
2. IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
3. 第19回五庁長官会合が開催され、AI分野における今後の五庁の協力について議論しました, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202606/2026061603.html>
4. Heads of Patent Offices in Japan, Europe, Korea, China, and the U.S. Discuss the Future Utilization of AI Technology - Outcome of the 19th IP5 Heads of Office Meeting, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202606/2026061603.html>
5. IP5 NET/AI ROADMAP - EPO, 6月 24, 2026にアクセス、
https://link.epo.org/ip5/IP5_NET_AI_roadmap_FIN.pdf
6. New emerging technologies and artificial intelligence (NET/AI) - fiveIPOffices, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.fiveipooffices.org/activities/NET_AI
7. Global Dossier and patent information (Working Group 2) - fiveIPOffices, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.fiveipooffices.org/groups/globaldossier>
8. 韓国特許庁(KIPO)が知的財産処(MOIP)に昇格, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://nipo.gr.jp/2025/10/02/6005>
9. 特許庁、「知識財産処」に昇格 - Kim & Chang IP | 金・張法律事務所, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.ip.kimchang.com/jp/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=33347
10. Ministry of Intellectual Property - Wikipedia, 6月 24, 2026にアクセス、
https://en.wikipedia.org/wiki/Ministry_of_Intellectual_Property
11. 【韓国】韓国特許庁、韓国知的財産処に昇格 | 弁理士法人 三枝国際特許事務所[大阪・東京] SAEGUSA & Partners [Osaka,Tokyo,Japan], 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17924/>
12. The Korean Intellectual Property Office Elevated to Full Ministry Status - Kim & Chang IP, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=33155
13. Changes to Korea's Intellectual Property (IP) System in 2026, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.ajupatent.com/en/insights/76>
14. Ministry of Intellectual Property Public Relations > News, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do?board_id=kiponews&c=1003&catmenu=ek06_01_01&seq=1823

15. Ministry of Intellectual Property About MOIP > Minister > Profile, 6月 24, 2026にアクセス、https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=10103&catmenu=ek01_01_03
16. 自動生成・自動付与型検索インデックス「GAIA-Index」| 経済産業省 特許庁, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/fi/gaia_index.html
17. 特許審査において「標準戦略対応審査」の試行を開始します - 経済産業省, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260618001/20260618001.html>
18. 【日本】特許庁、「標準戦略対応審査」の試行を開始 | 弁理士法人 三枝国際特許事務所 [大阪・東京] SAEGUSA & Partners [Osaka,Tokyo,Japan], 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/19302/>
19. 知的財産推進計画2026 - 内閣官房, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
20. 特許審査の時期を最大24か月まで調整可能に！経産省が新制度を7月から試行, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://kurashi-nayami-note.hatenablog.com/entry/2026/06/21/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E3%81%AE%E6%99%82%E6%9C%9F%E3%82%92%E6%9C%80%E5%A4%A724%E3%81%8B%E6%9C%88%E3%81%BE%E3%81%A7%E8%AA%BF%E6%95%B4%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AB%EF%BC%81>
21. 日本特許出願:「標準戦略対応審査」の試行開始 - SK弁理士法人, 6月 24, 2026にアクセス、<https://skiplaw.jp/blog/14615/>